

登録商標「ナーナニーナ」商標権侵害・損害賠償等請求事件：知財高裁平成24
(ネ)10010・10017・平成25年3月25日(1部)判決<控訴認容/附帯控訴棄却>

【キーワード】

相殺の可否，商標の類否判断，商標権侵害による損害額（商標法38条2項・3項どちらが高額か），被告標章の使用による寄与度（限界利益の1.5%）

【主 文】

1 控訴について

(1) 原判決を次のとおり変更する。

ア 被控訴人は，控訴人に対し，2799万7164円及び内899万2270円に対する平成21年7月23日から支払済みまで，内1900万4894円に対する平成21年9月10日から支払済みまで，各年5分の割合による金員を支払え。

イ 控訴人のその余の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は，第1，2審を通じて，これを10分し，その9を控訴人の，その余を被控訴人の負担とする。

(3) この判決の(1)アは，仮に執行することができる。

2 附帯控訴について

(1) 附帯控訴人の附帯控訴を棄却する。

(2) 附帯控訴費用は附帯控訴人の負担とする。

【事案の概要】

1 略語等

原審で用いられた略語は，当審でもそのまま用いる。また，控訴人兼附帯被控訴人(第1審原告)を「控訴人」と，被控訴人兼附帯控訴人(第1審被告)を「被控訴人」という。

2 原審の経過

(1) 原審において，控訴人(株式会社ブルーアンドピンク)は，被控訴人(株式会社アーツブレインズ)に対し，**ア** 第1事件では，被控訴人が返品分の仕入代金を支払わないとして，不当利得金の返還合意に基づき，899万2270円及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成21年7月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め，**イ** 第2事件では，①本件覚書に係る債務不履行による損害賠償請求権に基づき5億1166万8618円，②本件商標権の侵害による不当利得金返還請求権に基づき3億6960万円，及びこれらに対する訴状送達日の翌日である同年9月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

これに対して、被控訴人は、**ア** 第1事件については、本件送金1ないし本件送金3に係る貸金返還請求権を自働債権とする相殺の抗弁を主張し、**イ** 第2事件については、①本件覚書は解除されたから債務不履行とはならない、②被告標章を使用する行為は本件商標権を侵害しない等と主張し、控訴人の請求を争った。

(2) 原審は、**ア** 第1事件について、被控訴人の相殺の抗弁を排斥して控訴人の請求を全額認容する一方、**イ** 第2事件について、①本件覚書は有効に解除されたから被控訴人は本件覚書による債務不履行責任を負わない、②被告標章を使用する行為は本件商標権の侵害に該当しないとして控訴人の請求を全部棄却した。

3 当審の経緯

控訴人は、原審が、第2事件について本件商標権の侵害を否定したことを不服として、控訴を提起した。被控訴人は、原審が、第1事件について被控訴人の相殺の抗弁を排斥したことを不服として、附帯控訴を提起した。控訴人は、当審で、第2事件の商標権侵害に係る訴えを変更し、被控訴人に対し、本件商標権の侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権として、3億6960万円及びこれに対する原審訴状送達の日から翌日である平成21年9月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

4 前提となる事実

原判決2頁26行目から6頁25行目までを引用する。

5 当審における争点

- (1) 相殺の可否（当審における争点1）
- (2) 商標権侵害の成否（当審における争点2）
- (3) 商標権侵害による損害額（当審における争点3）

【判 断】

当裁判所は、被控訴人の相殺の抗弁については、原審と同様に排斥すべきものと判断するが、本件商標権侵害の有無については、原審の判断とは異なり、被控訴人は本件商標権を侵害したと判断する。その詳細は次のとおりである。

1 相殺の可否（当審における争点1）について

当裁判所も、控訴人と被控訴人との間に本件送金1ないし本件送金3について返還合意があったと認定することはできないものと判断する。その理由は、原判決の28頁9行目から29頁26行目までに記載のとおりであるからこれを引用する。以上によれば、被控訴人は、自働債権を有するものではなく、したがって、被控訴人の相殺の抗弁を採用することはできない。

2 商標権侵害の成否（当審における争点2）について

当裁判所は、被告標章を付した被告商品を販売した行為は、控訴人の有する本件商標権を侵害するものと判断する。その理由は次のとおりである。

(1) 認定事実

当事者に争いのない事実に加えて、証拠（原則として枝番号の表記は省略する。）及び弁論の全趣旨によれば、この点に関して次の各事実が認められる。

ア Aは、平成13年5月29日に、被控訴人特許の出願をした（乙88）。

被控訴人は、そのころから、「MEZAIK」あるいは「ストレッチファイバーメザイク」等との名称で、被控訴人特許の実施品である二重まぶた形成用テープの販売を開始した。当該製品は、構成の目新しさもあって、発売当初から各種雑誌にも掲載され（乙89ないし91）、被控訴人及びその前身の会社の売上高は順調に増加していった（乙92）。

イ 平成15年11月の本件基本覚書（甲1）の締結後、被控訴人とディアローラは、外部のデザイナーの協力を得ながら（甲19、20、乙66）、控訴人が取り扱うこととなる商品のブランド基本方針等の構築を進め（乙36、53の2）、平成16年12月までには、販売店舗をバラエティーショップを中心とした「ブルーゾーン」とドラッグストアを中心とした「ピンクゾーン」に分類した上で、前者で用いられる標準的なブランドとして「S a m a n s a m a ~ n a」（又は「s a m a n s a ● m a ~ n a」）を、後者で用いられる標準的なブランドとして「N a ~ n a n i ~ n a」（又は「n a ~ n a ■ n i ~ n a」）を構築するとの計画を立てた（乙36の4）。「n a ~ n a n i ~ n a」は「ナーナニーナ」と称呼されていた（乙37の2、乙59）。

ウ 被控訴人は、平成17年3月の本件覚書（甲3）の締結までは、メザイク商品を直接販売していたところ、本件覚書の締結を受けて、その趣旨に従って、控訴人を販売会社としてメザイク商品の販売をするようになった。

平成18年2月から、控訴人を販売会社として、被控訴人特許の実施品である「MEZAIKストレッチファイバー48」（商品コード：MENN941。外観は甲60のとおり。）、二重まぶた形成用のりである「MEZAIKミルキーダブラー」（商品コード：MENN851。外観は甲34の1のとおり。）の販売が開始された。これらの商品には、「n a ~ n a ♥ n i ~ n a」あるいは「n a ~ n a n i ~ n a」との表示が付され、被告標章は付されていなかった（甲34、60）。また、平成20年3月までには、控訴人を販売会社として、被控訴人特許の実施品である「メザイク120」（商品コード：MESM2202）、「ストレッチファイバー」の補助下地剤である「MEZAIKフィッター」（商品コード：MEAM1202。これらの外観は甲34の2のとおり。）の販売も開始された（甲46）。

被控訴人は、平成19年8月までに、デザイン会社に「ナーナニーナロゴタイプ作成」の依頼をし、被告標章の納品を受けた（乙52、乙59）。

被控訴人は、平成20年2月ころから、従前の商品の更新を計画し（甲32）、新たに「MEZAIKストレッチファイバー60」（商品コード：MENN1201。外観は、甲32の2枚目、3枚目のとおり。）及び「ME

Z A I Kミルキーダブラー」(商品コード: M E N N 0 8 5 2。外観は、甲6の2枚目、3枚目、甲59のとおり。)の販売が開始された。被控訴人は、平成20年2月28日出荷分から、これらの商品に被告標章を付すようになった(乙160、161の1・2)。

その後、被控訴人は、従前の商品を再び更新し、「M E Z A I Kストレッチファイバー120」(商品コード: M E N N 2 2 0 1。被告商品1)、
「M E Z A I Kストレッチファイバー60」(商品コード: M E N N 1 2 0 2。被告商品2)、「M E Z A I Kフィッター」(商品コード: M E N N 0 6 1 1。被告商品3)、「M E Z A I Kミルキーダブラー」(商品コード: M E N N 0 8 5 3。被告商品4。これらの外観は、甲9のとおり。)の販売を開始し、これらの商品にいずれも被告標章を付した。

エ 被控訴人は、平成20年11月1日以降、控訴人に対するメザイク商品の出荷を停止し、被控訴人が直接販売する形態に戻した。

オ 平成21年6月3日付けで、控訴人は、取引先に、被控訴人が本件商標権を侵害している旨の通知書を送付した(乙57)。これに対して、被控訴人は、取引先に対して、「弊社が使用していますブランド名「ナーナニーナ」の取り扱いに関しまして」と題する文書(甲10)を送付した。

被控訴人のウェブサイトを印刷すると、そのヘッダー部分に「ナーナニーナ」の表記が現れる。被控訴人のウェブサイトでは、「NY住まいの女の子、ナーナが愛用している商品というコンセプトのブランド。」と記載されている(甲5、31)。

インターネット上の各種サイトでは、被告標章が付された後のメザイク商品について「ナーナニーナ」と表記している例が多数ある(甲45、乙47の1・2、48、49)。

カ 薬局等においては、メザイク商品は、目元化粧品の一部として、つけまつ毛やつけまつ毛用接着剤と同一場所又は近接した場所で展示販売されるのが一般的である(甲47ないし49、51ないし54)。メザイク商品が紹介された多数の雑誌類では、二重まぶたの形成方法と同時にまつ毛の装飾方法が紹介され、あるいは、メザイク商品とマスカラ等のまつ毛用の化粧品が同時に紹介されている例がある(乙98ないし136)。

(2) 本件商標と被告標章の類否

ア 本件商標は、片仮名「ナーナニーナ」(標準文字)を横書きしたものであり、「ナーナニーナ」の称呼を生じ、特定の観念を生じない(乙59、A)。

イ 被告標章は別紙被告標章目録記載のとおり、アルファベット(小文字)「n a」、「n a n」及び「n a」を横書きした3つの部分からなり、第1の部分「n a」と第2の部分「n a n」との間には、右方向に払うように湾曲させた横向きのハート状図形(本件図形1)を配し、第2の部分「n a n」と第3の部分「n a」との間には、「縦棒状の図形(本件縦棒図形)」、「本件縦棒図形の頭頂部を起点として、右方向に払うように湾曲させた横長

のハート状図形（本件図形2）」、「本件図形2の右下に、右斜め上方向に払うように湾曲させた小さなハート状図形（本件図形3）」を配したものである。

そして、本件縦棒図形は、その左右に配された「n」とほぼ同一の太さにより、同様の特徴を有する書体で表記されていることから、需要者において、アルファベットの一部を表したものと理解されるものと認められる。また、本件図形2は本件縦棒図形の上部から右方向へ流れるように配されており、本件縦棒図形がアルファベットの一部を表したものと理解されることに鑑みると、需要者は、本件図形2につき、アルファベットの一部をハート形の図形をもって表現したものと理解するものと認めるのが相当であり、需要者は、本件縦棒図形と本件図形2を併せて、小文字のアルファベットの「i」をデザイン化して表したものと認識するものといえる。

したがって、被告標章は、「na」、本件図形1、「nani」、本件図形3、「na」を左から右へ表したものであることができる。

そして、本件図形1及び本件図形3は、それぞれ横長の形状であることからすると、看者をして長音記号「ー」を模したものの印象を与えるものであるから、被告標章は、全体として「na—nani—na」との表記との印象を与えるものと認められる。

このような被告標章の外観に加えて、①被控訴人が被告標章の使用を始めたのは、従前「na～na♥ni～na」あるいは「na～na ni～na」との標章が付されていた「MEZAIKストレッチファイバー48」（商品コード：MENN941）及び「MEZAIKミルキーダブラー」（商品コード：MENN851）の後継商品においてであり（前記(1)ウ）、被告標章は、従前使用されていた標章と同一の称呼を生じると解するのが自然であること、②被控訴人が被告標章の使用を始めた時点では、被控訴人は控訴人を通じてメザイク商品を販売しており（前記(1)ウ）、被告標章に従前使用してきた標準的なブランド名と異なる称呼を与える合理的な理由は見出せないこと、③被控訴人が被告標章の作成をデザイン会社に依頼した際には「ナーナニーナロゴタイプ作成」を発注していること（前記(1)ウ）、被控訴人のウェブサイトを印刷すると、そのヘッダー部分に「ナーナニーナ」が表示されること（前記(1)オ）、被告商品は「ナーナ」という女の子が使用する商品とのコンセプトであることからすると（前記(1)オ）、被控訴人の社内においては、被告標章が「ナーナニーナ」と称呼されることは当然の前提とされていたと認められること、④被控訴人は、取引先に対する通知文書でも「ナーナニーナ」との語を用いている（前記(1)オ）など、被控訴人社内での被告標章の称呼は取引先にも当然知られており、需要者においても同様の認識を持つに至ると認められること、⑤インターネット上の各種サイトでも被告標章を指して「ナーナニーナ」と称呼していると認められること（前記(1)オ）、これらの事情からすると、被告標章には「ナーナニーナ」

との称呼が生じると認められる。

被告標章は、アルファベットと図形を組み合わせた造語であり、特定の観念は生じないものといえる。

ウ 以上を前提に、本件商標と被告標章の類否を検討する。

本件商標と被告標章は、「ナーナニーナ」との称呼を生じ、称呼において同一である。本件商標は片仮名表記であるのに対し、被告標章は、ローマ字及び長音記号「ー」との組合せであり、外観において相違はあるものの、文字商標等において、片仮名表記の一部をローマ字表記にすることは一般に行われることであるから、上記の点は、本件における類否を判断するに当たり、重視されるべき要素ではない。そして、被控訴人は、平成20年2月以降、同年11月までの間、被告標章を付した上で、控訴人を販売者としてメザイク商品を販売していたところ、同月以降、被告標章を付したままメザイク商品を直接に販売したとの取引の実情等を総合すると、本件商標と被告標章は類似すると認めるのが相当である。

エ この点について、被控訴人は、被告標章から「ナナニナ」の称呼のみが生じ、「ナーナニーナ」の称呼は生じないと主張する。しかし、被控訴人が被告標章の使用を始めた時点では、被控訴人は控訴人を通じてメザイク商品を販売していたこと、被告標章において、従前使用を続けていた標準的なブランド名である「ナーナニーナ」を「ナナニナ」に変更する合理的な理由はないことに照らすならば、被告標章から、「ナーナニーナ」の称呼が生じないと解することはできない。Aの陳述書（乙59）には「ナーナニーナのロゴのデザインは」（7頁）と、Cの陳述書（乙60）でも「ナーナニーナの使用を止めようと考えたことはありませんでした」（16頁）と記載されており、AやCにおいても被告標章から「ナーナニーナ」の称呼が生じることを自認しているとも見られるのであって、この点に関する被控訴人の主張は採用できない。

(3) 指定商品の類否

本件商標権の指定商品は、第3類の「つけまつ毛用接着剤、つけづめ用接着剤、せっけん類、歯磨き、化粧品、つけづめ、つけまつ毛」、第8類の「ひげそり用具入れ、ペディキュアセット、まつ毛カール器、マニキュアセット」及び第21類の「化粧用具（「電気式歯ブラシ」を除く。）」である。

他方、被控訴人が被告標章を付したのは、二重まぶた形成用テープ（「ストレッチファイバー」。被告商品1、2。）、二重まぶた形成用のり（「ミルクイダブラー」。被告商品4。）及び二重まぶた形成用テープの補助下地剤（「フィッター」。被告商品3。）であって、いずれも二重まぶた形成に関連する商品である。薬局等でのこれらの商品の販売の実態や、雑誌等での紹介の態様（前記(1)カ）からしても、目部付近で使用されるとの共通性からしても、これらの商品は、本件商標権の指定商品のうち「つけまつ毛」及び「つけまつ毛用接着剤」と類似し、さらには、「化粧用具（「電気式歯ブラシ」を除

く。)」とも類似すると認められる。

(4) 商標的使用について

被控訴人は、被告標章は商標として使用されているものではないと主張する。しかし、被告商品には、いずれも「MEZAIK」との文字が大きく表示されているものではあるが、被告標章もそれぞれ被告商品の包装や容器の前面や後面に表示されているのであって、出所識別機能を有していると認めるのが相当であるから、被控訴人の主張は採用できない。

(5) 権利の濫用について

被控訴人は、控訴人による本件商標権の行使が権利の濫用に当たると主張する。しかし、被控訴人は、本件商標権の権利者が控訴人であることを知りつつ、平成20年11月以降も被告標章の使用を継続したのであって、被控訴人がこれを継続しなければならぬ必然性はなく、本件商標権の取得の過程に被控訴人が貢献していたとしても、控訴人による本件商標権の行使が権利の濫用に当たると認めるに足りる証拠はない。

(6) 小括

以上によれば、被控訴人が被告商品に被告標章を使用することは、本件商標権を侵害すると認められる。

3 商標権侵害による損害額（当審における争点3）について

(1) 商標法38条2項による請求について

ア 被控訴人の利益

被控訴人による本件商標権の侵害が行われていた間の被告商品に係る被控訴人の売上総額は18億1274万2892円、粗利益の額は11億6852万3881円である（当事者間に争いがないと認められる。）。

商標法38条2項の「利益」の算定に当たっては、いわゆる限界利益を用いるべきところ、上記粗利益から控除すべき費用としては、当事者間に争いのない「外注工費」、「外注費」、「荷造運賃」、「販売手数料」、「販売促進費」（合計3486万4263円）に限られ、「広告宣伝費」（179万9356円）を含まないとするのが相当である。すなわち、被控訴人の月次残高試算表（乙86、149ないし159）によれば、上記期間中の広告宣伝費は、平成21年6月が突出して多く、他の月の動向を見ても、売上高の増減と無関係であると認められる。

以上よりすると、この間のいわゆる限界利益の額は11億3365万9618円となる。

イ 寄与の程度等

被告商品の販売に係る被告標章の使用による寄与の程度は、以下の諸事情を総合考慮すれば、上記限界利益の1.5パーセントと認めるのが相当である。

a 被控訴人のメザイク商品では、いずれも被控訴人商標である「MEZAIK」と大きく表示され、被告商品も同様に「MEZAIK」と大きく表示

されているのに対し、被告標章は、小さく表示されている。

b 被告商品1及び2は、被控訴人特許の実施品である。被告商品1及び2は、延伸可能で延伸後も弾性的伸縮性を有する細長い両面テープを切り欠きのあるシリコンシートで両側から挟んだもので、使用する際は、シリコンシートの両端をつまんで引っ張ると、切り欠きが破断して両面テープが現れ、これを延伸してまぶたに貼り付けることにより、二重まぶたが形成されるという特徴を有している。このような被控訴人特許の実施形態としての被告商品1及び2の特徴が、これらの製品の売上げに寄与したことが推認される。

c 他方、被告標章が被告商品に使用されることによって、被告商品の顧客吸引力を高めていることが推認される。

ウ 損害額

以上によれば、商標法38条2項による控訴人の損害額は、1700万4894円（11億3365万9618円×1.5%=1700万4894円）となる。

また、本件事案に照らすと、本件商標権の侵害と因果関係のある弁護士費用相当額としては、200万円が相当である。

(2) 商標法38条3項による請求について

控訴人は、予備的に商標法38条3項に基づいて請求するが、前記(1)イの事情からすれば、本件商標の実施料相当額は、同法38条2項による額を超えないと認められる。

(3) 小括

以上によれば、本件商標権の侵害による控訴人の損害額は、1900万4894円（1700万4894円+200万円=1900万4894円）となる。

4 結論

よって、控訴人の請求は、被控訴人に対して、2799万7164円及び内899万2270円に対する平成21年7月23日から支払済みまで、内1900万4894円に対する平成21年9月10日から支払済みまで、各年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこの限度で認容し、その余は理由がないから棄却するべきところ、これと異なり、控訴人の第1事件における請求のみを認容した原判決は失当であって、控訴人の控訴の一部は理由があるから、原判決を上記のとおり変更することとし、附帯控訴人の附帯控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この控訴事件は、地裁における同一当事者間の第1・第2の事件を一事件として合わせて審理し、判決をしている。

控訴人（原告）は、原審が第2事件について商標権侵害を否定したことを不服として控訴し、また、被控訴人（被告）は、原審が第1事件について被控訴人の相殺の抗弁を排斥したことを不服として、附帯控訴を提起した。

控訴人は、高裁において第2事件の商標権侵害にかかる訴えを変更し、被控訴人に対し本件商標権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権として3億6960万円以上の支払いを求めたのである。

2. まず、争点1であった相殺の可否については、当事者間において本件送金1ないし3についての返還合意があったと認定することはできないものと判断し、被控訴人の相殺の抗弁は採用されなかったのである。

3. 次に、争点2の商標権侵害の成否について高裁は、被控訴人の行為は控訴人が有する商標権を侵害するものと判断した。

まず判決は、両商標の類否について、本件登録商標は、片仮名「ナーナニーナ」を横書きしたもので、同じ称呼を生じ、特定の観念は生じないと認定した。

次に判決は、被告標章については、アルファベット（小文字）の「na」と「nan」と「na」を横書きした3部分から成り、この第1部分と第2部分との間に、右方向に払うように湾曲させた横向きのハート状図形（本件図形1）を配し、第2部分と第3部分との間には、「縦棒状の図形」、「本件縦棒図形の頭頂部を起点として、右方向に払うように湾曲させた横長のハート状図形（本件図形2）」、「本件図形2の右下に、右斜め上方向に払うように湾曲させた小さいハート状図形（本件図形3）」を配したものである、と認定した。

そこで、上記のような構成態様から成る両商標について、その類似性の有無を検討した結果、類似すると判断したのである。

その理由として高裁は、両商標の称呼が同一であることを重視し、外観における相違点については、重視される要素でないと認定した。その裏付け理由として裁判所は、2人からの陳述書（乙号証）には「ナーナニーナの使用を止めようと考えたことはない」旨の記載があることは、被告標章から「ナーナニーナ」の称呼を生じることが自認しているものと認定したのである。

4. 争点3である商標権侵害による損害額について、裁判所は、(1) 法38条2項と2. 同条3項とに分けて算定し、それぞれ結果を出した。

(1) 法38条2項による請求について

この規定は、侵害者（被控訴人）が侵害行為により利益を受けている場合にはその利益額が商標権者（控訴人）の損害額と推定するとあるところ、被控訴人による本件商標権の侵害が行われていた間の被告商品についての売上総額は18億1274万2892円、粗利益額は11億6852万3881円であることは、当事者間に争いがないと認定された。

そこで、この粗利益から控除すべき諸費用は、外注工費、外注費、荷造運賃、販売手数料、販売促進費に限定し、広告宣伝費は含まないとされ、広告宣伝費は売上高の増減に無関係と認定した。

その結果、この間の限界利益額は11億3365万9618円となると認定

したのである。

そして、商標権の寄与率について、上記限界利益の1.5%と認めるのが相当であると裁判所は認定した。そこで、裁判所は11億3365万9618円×1.5%=1700万円4894円の損害額を算定したのである。

これに加えて、本件商標権の侵害の因果関係のある弁護士費用として、200万円を相当としたのである。

ところで、筆者は、被告商品について本件登録商標に類似する被告標章が寄与した度合を、裁判所が粗利益から必要経費を差引いた限界利益額の1.5%としたことに疑問を持った。

ところが、最初から読み直すと、被控訴人（被告）には被告自身の特許を有し、この特許発明に係る商品に本件商標と類似する商標を使用していたことがわかった。すると、商標権の寄与度は1.5%でも一応納得することができるが、なぜ3%ではダメなのだろうか。これは、専ら裁判官の裁量になるのだろうか。とすると、裁量の基準を関係者はどう理解すればよいのだろうか。

(2) 法38条3項による請求について

控訴人が予備的に請求した法38条3項は、商標権者（控訴人）が本件登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害額として請求することができる。ところで、本件にあつては、前記事情からして、本件商標の実施料相当額は、前記38条2項による額を超えない、と裁判所は認定した。

(3) その結果、本件商標権の侵害による控訴人の損害総額は、1900万4894円と認定されることになったのである。これが、控訴審が判決主文で1(1)でいう原判決の変更事項である。

5. なお、本件は単に商標権侵害が絡む損害賠償請求事件ではなく、被告側では特許権を有する立場があつたのだから、それを特に活かすことはなかつたのか、判決文の上からはわからない。

[牛木 理一]

(別紙)

〔被告標章目録〕

na・na・na

(別紙)

〔被告商品目録〕

- 1 商品名 メザイク ストレッチファイバー120
商品番号 MENN2201

- 2 商品名 メザイク ストレッチファイバー60
商品番号 MENN1202

- 3 商品名 メザイク フィッター
商品番号 MENN0661

- 4 商品名 メザイク ミルクィーダブラー
商品番号 MENN0853

(別紙)

返金金額一覧表

	11月			12月			1月			2月						
	売上	TAX	TOTAL	売上	TAX	TOTAL	売上	TAX	TOTAL	売上	TAX	TOTAL				
シヤンデイ	-187,276	-9,363	-196,639	-769,110	-4,227	-773,337	-142,943	-1,043	-143,986	-2,588,950	-129,447	-2,718,397	-2,367,821	-100,174	-2,103,648	-1,609,137
ITS/ DEMO	-634,800	-31,740	-666,540	-573,224	-4,227	-577,451										
ワールド	-4,680	-234	-4,914	-4,227		-4,227										
コクミン	-17,850	-2,379	-49,959	-42,965		-42,965	-83,419	-1,691	-85,110	-99,832	-1,691	-101,523	-95,836	-744	-106,580	-13,429
フランスベイト	4,320	216	4,536	3,900		3,900										
大山	105,123	5,256	110,379	94,925		94,925	-948,443	-42,422	-990,865	-1,066,231	-63,311	-1,129,542	-982,802	-48,030	-1,177,572	-831,846
ラポート	2,331,780	116,589	2,448,369	2,105,587		2,105,587	-860	-33	-893							
夏流社							-20,500	-1,025	-21,525	-185,12						
あらた関西支社							-1,224	-61	-1,285	-1,105						
あらた 本社																
高田薬局	-2,160	-108	-2,268	-1,951		-1,951	-19,850	-532	-20,382	-20,910	-1,045	-21,955	-18,881	-51	-22,436	-21
イレブン	-720	-36	-756	-651		-651	-165,210	-8,250	-173,460	-21,350	-1,066	-22,416	-19,281			
丸和商事							-878	-28	-906	-19,982	-899	-20,881	-18,052			
フアッションあらた	-102,550	-5,127	-107,677	-92,903		-92,903	-1,549,290	-67,464	-1,616,754	-244,700	-12,235	-256,935	-220,694	-242,700	-12,135	-268,835
札幌クラウン商事							-253,385	-12,668	-266,053	-228,807				-84,150	-4,703	-88,853
TOTAL			1,534,531	1,315,691			-3,043,949	-2,617,796	-5,661,745	-4,204,710	-3,618,051	-7,822,761	-6,836,807	-4,204,710	-3,618,051	-7,822,761

3月				4月				5月				6月			
売上	TAX	TOTAL	14%引後	売上	TAX	TOTAL	14%引後	売上	TAX	TOTAL	14%引後	売上	TAX	TOTAL	14%引後
-367,393	-18,399	-385,792	-331,747	-104,304	-5,215	-109,519	-94,587	-123,130	-6,157	-129,287	-111,194	-116,939	-5,947	-122,786	-105,596
								-310	-26	-336	-481				
-7,408	-370	-7,778	-6,869					-7,340	-367	-7,707	-6,828				
-77,832	-3,891	-81,723	-70,264	-109,747	-5,487	-115,234	-99,102	-59,619	-2,881	-62,500	-48,418	-4,832	-232	-4,864	-4,183
				-6,085	-304	-6,389	-5,406					-3,490	-170	-3,579	-3,070
				-4,831	-227	-5,058	-4,081	-2,448	-122	-2,570	-2,217				
-27,744	-1,367	-29,111	-25,050	-20,738	-1,037	-21,775	-18,725								
-510	-26	-536	-461	-7,380	-369	-7,749	-6,664								
								-1,530	-77	-1,607	-1,382				
-408	-20	-428	-369	-2,856	-143	-2,999	-2,579	-405	-20	-428	-368				
-43,150	-2,158	-45,308	-39,964									-11,950	-598	-12,548	-10,791
-39,750	-1,598	-41,348	-35,767	-3,260	-163	-3,423	-2,935								
		-682,923	-501,914			-271,833	-233,777			-198,443	-170,661			-143,767	-123,640

TOTAL	14%引後
-10,450,128	-8,992,270